

新会社法と会計  
- 剰余金分配の自由化と会計 -

キーワード：最低資本金規制、定款自治、剰余金配当、株主資本、負債と資本の区分、株主資本等変動計算書、日本版概念フレームワーク、ROE、臨時計算書類

主要記事：「日経新聞」05年8月3日、9月9日 関連記事・雑誌：「日経新聞」04年11月5日、2005年1月10日、5月7日。

**資本金1円の株式会社：最低資本金規制の緩和・撤廃**

商法改正の総仕上げといえる「新会社法」制定での1つの焦点は、最低資本金規制の緩和ないし撤廃である。すでに2003年2月から「新事業創出促進法」で最低資本金規制の特例が認められている。5年以内に資本金を1千万円にすればよく、1円でも株式会社を設立する道が開けた。いわゆる「1円資本金会社」だ。

こうして、従来の債権者保護の要であった資本制度は、今や土台から崩れようとしている。実際、後述する新会社法はこの特則を原則化するものだ。この資本制度の変容は、会計・監査と密接にかかわる。資本制度の代わりに債権者保護の要になるのが会計開示制度の充実徹底という考え方だからである。最低資本金規制の規制緩和という「自由」をあたえ、会計開示の厳格なルール化で「規律」を求める。正確な会計情報の開示と債権者・株主の自己責任、これがセットになる仕組みといえる。

会計サイドから重要な論点は、この資本制度の変容と剰余金配当の自由化（規制緩和）である。その前に、新会社法の基本思考を定款自治の観点からみておこう。

**定款が注目される：定款自治**

定款は会社の基本ルールを定めたものだが、新会社法では経営戦略（例えば買収防衛、組織再編、配当政策など）に応じてこの定款を自由に換えられるようになった。経済産業活性化のため会社に最大限の自由をあたえ経営の機動力を高める発想がある。新会社法が「ベンチャー企業法制」とも揶揄されるほどだ（時事会計 No.26 参照）。だが、何でもありは自己責任をとる。新しい定款自治の時代に入ったわけだ。

その自由裁量の1つが配当だ。現行では株主総会の承認が必要だが、定款変更によって取締役会議で可能になる。いつでも自由に配当できるわけだ。このことは、後述する会計とかかわる。なぜなら、商法上、決算書類は配当可能利益の算定と結びついていたからだ。後述する株主持分変動計算書（剰余金変動計算書）や臨時計算書類は、そうした新たな制度への対応といえる。

**配当の概念が変わった：資本と利益を区分しない剰余金配当**

新会社法は商法の制定（1899年、明治32年）以来の大改正ともいわれる。となると、

1世紀に一度の大改革というわけだ。なかでも、有限会社法との一本化、組織再編成の容易化、合同会社制度の創設、会計参与制度の創設、剰余金配当の自由化（規制緩和）などは大きな改正点だ。会計サイドからは特に剰余金配当が重要で、それは制度のみならず、（その基礎にあるはずの）理論と密接にかかわる。

そもそも配当（分配）の概念が大きくかわった。配当といえば、従来の利益配当だったが、それはより広く剰余金配当のなかの1つにすぎなくなった。この点は、すでに会社法制現代化の「要綱試案」（2003年）において、より広く「剰余金の分配」（利益配当、中間配当、資本金・準備金の減少に伴う払戻し、その他資本剰余金の払戻し、自己株式の買い受けなど）として整理統合する案が示されていた。そのことは「会社財産の払戻に対する横断的規制」という表現に端的に表れている。

「横断的規制」とは、配当の財源が利益であれ資本であれ、両者を区別しないということだ。この区別しないというのが会社法の発想で、これは会計の発想とぶつかる。実は、会計サイドからの問題点はすでに改正商法の時点で存在していた。すなわち資本準備金の減額による配当可能利益への組み入れを容認した点である。これは「資本と利益の区分」という会計原則の根幹に触れる問題だ（資本の利益への転化）。やや専門的になるので、関心のある読者は補遺の「資本と利益の区分」を参照されたい。

## いっそうの理解

### 株主資本が変わる：資産 株主資本

企業会計基準委員会（ASBJ）は「資本の部」（これまでの株主資本）の定義を変えて「純資産の部」とし、そのなかに株主資本とそれ以外の項目が入ることを決めた。従来の純資産＝株主資本…(1)から、純資産＝株主資本＋その他（評価・換算差額等、新株予約権）…(2)となる。

元来、純資産の変動には元手である資本それ自体の変動（資本取引）と、元手の運用による変動（損益取引）との区分がある。だが、今日、この区分どおりにはいかない会計取引が増えてきた。例えば持ち合い株式（その他有価証券）の時価評価がそれで、時価評価に伴う評価差額を資本直下する会計処理だ。それは資本取引でないのは明らかだが、本来の利益ではない点で損益取引でもない、きわめてあいまいな性格をもつ。そうした性格をもつ項目が資本の部に多く登場してきたわけだ。その背景に、今日の経済実態・リスクの開示（財務の透明性）会計の登場がある。それは、本来的に資本利益計算とは直接むすびつく性格でない点が、そうした事態をまねいているといえる。

### 負債と資本の区別：中間区分の解消

もう1つは負債と資本の区別という点だ。現行では、繰延ヘッジ利益と新株予約権が負債項目となっている。これらが、その本来の性格からして、負債から株主資本でない純資産項目として整理された。ただ、前者の繰延ヘッジ利益は未実現利益という点で、先の(2)式の 評価・換算差額等のグループに入った。一方後者の新株予約権は、現行では仮勘定

的な負債項目になっているが、返済義務のある負債ではないことから（権利行使されれば払込資本になる、この点で潜在的払込資本）純資産の部に入った。

もう1つは連結での少数株主持分の区分整理である。従来は、負債でもない、資本でもない「中間区分」として表示されていた。こうした独立した中間項目の存在は従来から問題視されていたが、今回、連結会計がいわゆる「親会社説」（連結決算を親会社の延長で捉える）に立つことから、負債でもないまた（親会社の）株主持分でもないことから、先の新株予約権とは異なったレベルで純資産の部に入った。

以上、株主資本の再定義の背景に、資本取引以外による純資産の変動のなかに本来の損益取引とは性質の異なるもの、すなわち大きくは 時価表示にともなう評価・換算差額等（アメリカ流の「その他の包括利益項目」）、および 負債と資本の中間区分項目の2点が挙げられ、その区分整理を行ったといえる。

図式的には、従来の貸方＝負債の部＋資本の部のうち はもともと資本の部のなかにあったが、それが株主資本の再定義よりそれ以外の純資産項目とされ、 はその負債性や中間性が否定されたことで株主資本以外の純資産項目となった。

#### 日本版概念フレームワークの具体化

この株主資本の再定義の基礎に、実は昨年7月に公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」（時事会計 No.23「会計基準の憲法作り」）がある。すなわち、そこではすでに純資産＝「資本」＋「その他の要素」、となっている。すでに純資産 資本なのである。

重要な点は、時事会計 No.23 でも触れたように、そこでは（ ）収益費用中心観 純利益（収益－費用）「資本」の変動、（ ）資産負債中心観 純資産の変動 包括利益という、2つの計算構造が“融合”された形になっている点である。特に、（ ）での純利益重視と、それを生み出す「資本」という計算構造が海外の概念フレームワークと一線を画するところだ。この考え方がそこでの「資本」＝株主資本となり、先に述べた と が「その他の要素」として理論的に整理されたわけである。

概念枠組みとして重要な点は、包括利益ではなく純利益を重視した点、その純利益を生み出す元手を株主資本とした点、しかもその純利益計算の基礎に従来の収益費用中心観をおく点、そして包括利益およびそれを支える資産負債中心観との融合を図る形をとっている点である。

この概念フレームワークの具体化は、さらに次にみる株主資本等変動計算書の導入へとつながる。すなわち、日本版概念フレームワーク 株主資本の再定義 株主資本の変動計算書である。

#### 株主資本等変動計算書の導入：利益処分計算書はなくなる

A S B Jは先の株主資本の再定義（純資産の部の表示に関する会計基準案）を8月10日に公表したが、それに引き続いて8月30日に（連結）株主資本等変動計算書の会計基準

案（公開草案第8号）を公表した。それは、先にみたように、時価情報開示、商法改正、そして新会社法での剰余金配当の自由化など、純資産の部（現行の資本の部）の変動要因が増大したことに起因する。

それは、新会社法での規制緩和による経営の自由度の増大が、これまでの決算書類だけでは追いつかないことを反映しているといえる。新会社法第435条は計算書類の作成及び保存を規定しているが、その第2項で省令委任のかたちでこうした計算書類の作成を規定している。省令はASBJの会計基準を受けるから、この新たな計算書類は来年4月以降の事業年度からの適用が予定される。なお、この新たな計算書類の導入で、現行の利益処分計算書類（損失処理計算書類）はなくなることになる。

### ROEが変わる

これまでの自己資本利益率ないし株主資本利益率（純利益 / 自己資本：ROE）の分母は、自己資本 = 株主資本 = 純資産であった。すでにみたように、それが株主資本 = 純資産となるわけだからROEの計算方法はこれまでとは違ったものになる。単純に分母を新たな株主資本とすれば、株主資本 < 純資産であるからその値は大きくなりそうだが、その純資産の大きさ自体が現行とは異なってくる（負債項目や中間項目が純資産に入ってくる）ことに注意する必要がある。

株主資本の再定義は、この他にも自己資本比率にも影響してくるが、いずれにせよ「国際的な比較の簡便性や、国内での過去のデータとの連続性を考慮しながら、関係者が新たな財務指標の定義づくりに取り組まなければならない」（「日経新聞：2005年8月3日」ということになる。

### 臨時計算書類：自由と規律

さらに、期中に一定の日を臨時決算日と決めて、決算に準じた手続きにより臨時計算書類（B/SとP/L）を作成することで、その日までの期間利益を分配可能額に算入することができる制度ができた。特に、決算に準じた手続きは公開会社については会計監査が要求されるから、例えば四半期決算開示制度ともつながってこよう。

こうなると、理屈上はまさに「一年中会計、一年中監査、一年中開示、一年中配当」となってしまう（中央経済社編『新「会社法」詳解』210ページ）。経営の自由度の増大はいいが、自由（定款自治）と規律（受託者責任、説明責任）はセットだ。後者の面での会計制度の再設計が必要になってきたわけで、株主資本変動計算書類や臨時計算書類はその一例といえる。特に、臨時計算書類は取締役会で確定できるので、それもふくめて剰余金配当の規律面での論議（特に、株主 - 会社 - 経営者の関係）が重要に思える。

（2005年9月）

### 補遺

憲法改正がそうであるように、およそ半世紀も経てばそのあり方が問われる。そのさい

重要なことは、これまでの「規範」と「現実」との乖離が大きくなったとき、この「規範」を「現実」の方に合わそうとする力が働くということである。それは、一見、至極当然のように思えるかもしれない。だが、ここは冷静に見る必要がある。

例えば会社法の根幹にある、有限責任制の対価としての「資本3原則」(資本制度：イ資本確定の原則、ロ資本不変の原則、ハ資本充実・維持の原則)は、会社法の基本原則であり「規範」である。

この規範にかかわる改正が、近時の改正(平成13年、平成14年)、法制審議会(会社法部会)が公表した「会社法制の現代化に関する要綱試案」(平成15年10月)のなかに一貫して示されている。「新事業促進法」(平成16年)では1円でも会社を設立できるようになった。さらに、「新会社法」では、そこでの猶予期間や適用範囲の制約(5年以内に資本金を1千万円にすればよい)も撤廃している。

いみじくも「新事業促進法」という名前に象徴されるように、そこにあるのは事業促進という産業経済政策的な「現実」である。新会社法は、まさにこの「現実」にその「規範」を合わそうとしている。そう見れば、一連の商法改正、その総仕上げの「新会社法」の発想とその形がよく見えてくる。

以下は、「新会社法」が成立するまへの拙稿(「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題(二・完)」『会計』2004年10月)である。この点、「新会社法」での公開大会社の位置づけとは異なっている面がある。そこも含めて、参考までに関係するところを抜粋しておこう。

#### 4 近時の商法改正と企業会計原則 - 開示規制と配当規制の変容 -

すでに一連の商法改正では、その規範にかかわる抜本改正が行われてきた。そこに、規範と現実との乖離が大きくなったとき、規範が現実の方に合わされようとする1つの適例を見ることもできる。ここでいう「規範」とは、会社法の根幹にある、有限責任制の対価としての「資本3原則」(資本制度) すなわちイ資本確定の原則、ロ資本不変の原則、ハ資本充実・維持の原則である。

この3原則のなかでも、とりわけ「資本充実・維持の原則」の根幹にかかわる改正が、近時の改正(平成13年、平成14年)そして法制審議会(会社法部会)が公表した「会社法制の現代化に関する要綱試案」(平成15年10月)のなかに一貫してあった。ここでは、先に示した視点、すなわち企業会計原則修正の変遷史とのかかわりでみておきたい。

##### (1) 開示規制と配当規制の変容 - 省令委任の意味 -

周知のとおり、これまでの企業会計原則の修正、とりわけ第3次、第4次修正(調整的発展の時代)は会計原則の論理(損益計算の基本原則)と商法の論理(債権者保護による資本充実とその物的基礎としての財産の確保)との調整の歴史でもあったわけで、その商法がそれまでの部分修正ではなく抜本改正であるなら、ここでもこれまでの部分修正の延長(第5次修正)ではなく、企業会計原則の何らかのかたちでの抜本の見直しと密接にか

かわってくる。ここでは、開示規制および配当規制（配当財源）の変容、とりわけ省令化（委任）の意味をふまえてみておきたい。

今回の商法改正の1つの重要な点は、それまで商法本体で規定された財産評価と配当規制の一部が省令化（委任）というかたちで本体から切り離された点にある（285条の財産評価の特則、290条の利益の配当）<sup>1</sup>。これは前節までにみてきた企業会計の今日の変容への柔軟な対応の1つのあり方であり、（商業帳簿の作成規定に関する）「斟酌規定」（32条2項）の一層の進展のかたちともとれる<sup>2</sup>。特に開示規制につき、その省令に委ねることの意味は、その面においてかぎりなく証券取引法に近づくということであろう（会社法の“証券取引法化”）。この点で、企業会計原則との調整の歴史は、ある意味で終止符を打つという意味すらもつといえよう。

では、配当規制の方はどうか。この面でも資本金および法定準備金を除いて配当不能財源の一部省令化という方式がとられている（290条1項4号）。だが、例えば開示規制の面で時価会計導入が図られながらも、その評価益（未実現利益）が配当財源になるかどうかは省令の規定に委ねることになるが、そこには従来の商法の論理が作用する。例えば「このような不確実な利益を配当することを認めるときは、会社の財産的基礎を危うくし、会社債権者等を害するおそれがあることから、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産から、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべき」（法制審議会[1999]、傍点は引用者）こととされ（改正前商法290条1項6号で規定）それが今回の省令化で商法施行規則にそのまま規定されたわけだが（株式会社の利益配当における控除額、第124条3項）そこには依然として従来の債権者保護の発想がある<sup>3</sup>。ちなみに「不確実な利益」についていえば、今日の企業会計はそれが配当可能かどうかにかかわりなく、むしろ逆に不確実であるがゆえに、その不確実性（リスク）を投資家に情報開示するわけである。ただ、それがなぜ利益なのか、その論拠づけに必ずしも定説があるわけではない<sup>4</sup>。

しかし、こうした従来の債権者保護の発想は、評価益に限らず他の配当財源もふくめて将来もそうであるとは限らない。ここに省令委任の1つの意味がある。この点で、将来の配当規制のあり方につき資本原則が必ずしも唯一絶対のものかどうか、その再検討の方向は重要なところである。とりわけ「伝統的な債権者保護規制が緩和されつつあるだけに、別の観点から債権者保護を実効的なものとする必要性は一層高まっている」（浜田

<sup>1</sup> 改正285条により、各種の資産および引当金の評価規定（改正前は285条の2～7、286条、287条で規定）はすべて本体から削除された。

<sup>2</sup> 斟酌規定は第1編「総則」のなかでの規定であるのに対し、省令委任は第2編「会社」第4章「株式会社」の「会社の計算」のなかでの規定であることに注意したい。この違いは、「会社法」の法典化ともかかわるだろう。

<sup>3</sup> 詳しくは石川[2000]第5章補論5.2参照。

<sup>4</sup> 石川[2002d]ではいくつかの説について論じている。特に、はじめから利益計算の再構成論として登場してきたのか、それとも情報開示（財務透明性の向上）から結果的にでてきたものか、この視点は議論の出発点として重要であろう。その点で、「情報開示が利益を生むか」という素朴な問いも（石川[2004a]35-36頁）必ずしもめづるものとはいえないだろう。

[2004]27-28 頁)として企業会計情報の公開の徹底があげられているのは重要であろう。尾崎[2002]でも「資本原則が唯一のものではない」(23 頁)とし、企業情報開示の充実(特にキャッシュ・フロー情報の重視)が資本原則に代替する1つのあり方としてあげられている<sup>5</sup>。

肝要なことは、有限責任制の対価をどうにかたちで担保するかであるが、従来の資本原則はその“1つの”あり方(方式)ということであろう。ただ、情報開示の徹底がこれまでの資本原則を基礎にした計算構造的拘束(厳格に維持拘束すべき資本)に代替しうるものかどうか、有限責任の対価という原点に照らして慎重に検討すべきであろう。とりわけその情報開示の前提ないし基礎が重要であり、ここに「記録」の重要性、今日的には内部統制システム(その構築責任)の重要性が浮上してくる<sup>6</sup>。

いずれにせよ、この面でも大きな変容がとげられようとしており<sup>7</sup>、そのことは何らかのかたちで従来の意味での「商法会計」が後退化することを意味するだろう。

## (2) 二重構造から証券取引法会計への一体化 - 「商法会計」の後退化 -

ひるがえって、これまでの企業会計が「損益計算の構造自体が実現主義の原則、発生主義の原則、および原価主義の原則等にささえられた処分可能利益計算構造であり、その枠内での経営成績表示を目的とするもの」(嵐村[1985]33 頁、傍点は引用者)であるなら、会計原則の基礎には処分ないし分配可能利益計算の枠組みがあり、そのもとで利害調整会計および意思決定会計(情報開示会計)の双方が遂行されてきたといえる。企業会計原則は、したがってこの双方の目的を担う会計原則という役割を合わせもち、そうした二重の構造の上に立っているといえる。

だが、金融商品会計などに代表される今日の新しい会計基準は後者の(意思決定有用性を基軸にした)情報開示会計の優位性の見地から出てきており、その意味で企業会計原則の基本枠組み(収支的期間損益計算)と金融商品会計基準など個々の新会計基準とは、先の利害調整会計と情報開示会計との二重の構造のもと、その整合性ないし首尾一貫性の問題が一層明確な形で現れてきているといえる。しかも、そのことで情報開示会計がその優位性のもと利害調整会計から次第に分離される方向にあるといえる<sup>8</sup>。

これに加えて、先にみた商法における(省令委任方式による)開示規制の証券取引法化および配当規制(配当財源)の大きな変容がなされようとしているわけであるから、その分離傾向はこれまでの商法との調整という枠を超えていっそう強まるものと思われる。ま

<sup>5</sup> そこに配当規制の面にも情報開示優位志向(情報開示>利益計算)の浸透を見て取れる。利益計算>情報開示 情報開示>利益計算へのシフトの構図については石川[2000]270 頁参照。

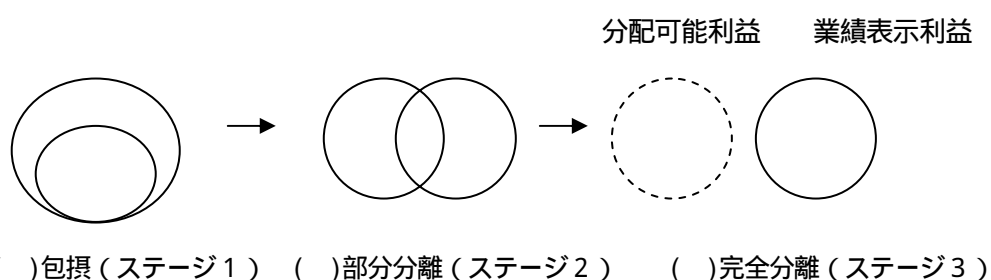
<sup>6</sup> 有限責任の対価を「記録」vs.「報告」の観点からみれば、記録と財産保全の観点(従来の商法)から報告(情報開示)へシフトしてきている傾向を見て取れるが、有限責任制との関係での「記録」あるいは「正規の簿記の原則」の今日的意義が重要である。石川[2004 a]29-31 頁、石川[2003 b]76 頁参照。内部統制の構築責任については上村[2002]183-84 頁参照。

<sup>7</sup> 資本制度の崩壊、とりわけ配当規制とのかかわりについては例えば安藤[2003]、野口[2001]、弥永[2003]第9章参照。

<sup>8</sup> 石川[2000]270 頁 図表 10.5 での一元的利益計算会計と多元的情報開示会計の対比参照。

さに、「開示規制と配当規制とは従来通り商法第 290 条という調整場でなんとかつじつまをあわせる形にはなっているが、先に述べたように業績利益の多元化といった方向が将来においてわが国にも導入されるようになると、そのようなこれまでの調整方式ですむのかどうか、筆者には疑問に思われる。それは調整といったレベルを超えて、両者は基本的に分離していく方向になる可能性も十分考えられるわけである」(石川[2002 a]41 頁)との指摘の方向に進んできているわけである。ちなみに、そこで示した図をここに再録しておこう(図表 2)<sup>9</sup>。ステージ 3 の破線は、分配可能利益なる利益概念そのものが存在しなくなる可能性(単に配当可能額)を示している<sup>10</sup>。

図表 2 分配可能利益と業績表示利益の関係



こうして三位一体関係(トライアングル体制)の一角を形成してきた商法会計と企業会計(証券取引法会計)の関係は、商法側からの公開株式会社法への分離・独立化にともない証券取引法会計へ一体化し、そのことでこれまでの二重構造(図表 2 のステージ 1, 2 の段階)はその基盤を失いここに「商法会計」の後退化が始まるということが出来る(図表 3 参照)<sup>11</sup>。

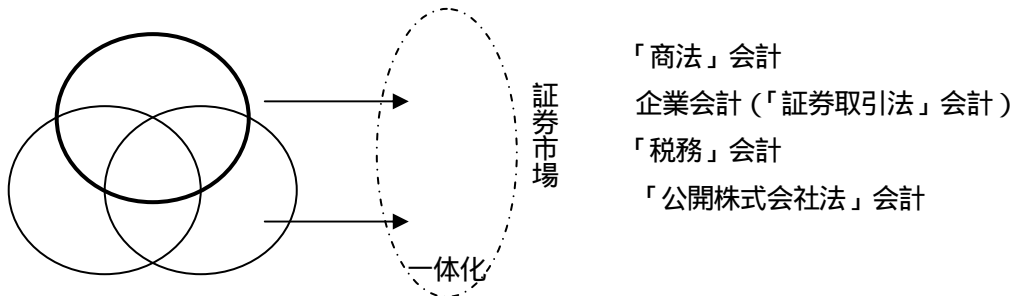
<sup>9</sup> 石川[2002 a]41 頁図表 4。石川[2000]第 9 章(241 頁)および第 10 章(271 頁)でも同様の指摘をしている。

<sup>10</sup> 例えば I A S C [1997]は利益の測定と分配可能性についての基本的考えを、次のように述べている。すなわち、「起草委員会は、企業の利益分配・配当政策及び(事業の支払い能力、流動性、将来のリスク及び予想される将来の現金需要などに関して)その基礎となる幅広い考慮が、利益の測定と区別されるべきであるというのが基本であると考えている」(第 6 章パラグラフ 3.8、傍点は引用者)と。こうした、利益測定と分配可能性とを直結させない考え方は有力な見解となりつつある。石川[2000]128-29 頁参照。ちなみに、会社法制現代化の「要綱試案」(法制審議会[2003])では、より一般に「剰余金の分配」(利益配当はその 1 つ)として整理統合しようとしており、そのことは「会社財産の払戻に対する横断的規制」という表現に端的に表れている。

<sup>11</sup> 利益ないし所得に関する三位一体関係の変容にも触れておけば、先の図表 2 で配当可能利益の存在可能性に触れたが、の法人所得も企業会計との齟齬が大きくなってきており、ここでも分離主義の方向が進めば業績利益(企業会計)との分離が起こり、ここに利益ないし所得においてもから からの関係は大きく変容する可能性があるといえる。配当可能利益(商法) 分離 - 業績利益(企業会計) - 分離 法人所得(法人税法)



図表3 三位一体関係の変容



### (3) 資本と利益の区分 - 拘束性と処分性の変容 -

商法の大改正は、配当財源の問題にもかかわって、資本と利益の区分（資本剰余金と利益剰余金の区別）という会計原則の根幹にかかわる問題とも密接にかかわる<sup>12</sup>。ここでは紙幅の関係上、資本準備金の取崩しによる配当可能利益への組み入れ問題を特に「拘束性」（資本）と「処分性」（利益）の変容という視点から触れておきたい<sup>13</sup>。

周知のとおり改正商法は資本準備金の減額による配当可能利益への組み入れを容認した。これは利益準備金の取崩しとは違って資本の利益への転化という会計原則の根幹に触れる問題であるだけに、会計上はそのまま容認することはできない。例えば、企業会計基準委員会[2002]（企業会計基準第1号）では、まず（利益剰余金に対する）資本剰余金の区分をあらたに設け、そのなかの「その他の資本剰余金」（資本準備金以外の剰余金）に「資本金及び資本準備金減少差益」として配当可能利益に含まれる形を講じた。ここに資本と利益の区分原則をもたない商法との相違がみられるが、強制法規たる商法を拒否するわけではないので、形式的には資本と利益の区分をとっているものの、その実質に変わりはないといえる<sup>14</sup>。なお、資本減少額 減少差益 配当可能利益という手順には、

<sup>12</sup> 企業会計原則では昭和49年の第3次修正で資本取引と損益取引の区別の注解をあらたに設定したが、それは商法上の見地との相違に基づくものであった。もともと会計原則上の資本と商法上の資本とは相違しており、強制法規である商法に歩み寄って調整されたわけである。企業会計原則での資本取引と損益取引の区別の修正過程については畠村[1985]15-18頁、193-98頁、剰余金に関する注解の修正過程については同250-55頁参照。いずれも商法との調整の歴史といえるが、その大枠は昭和29年改正（第1次修正）での剰余金の2区分（資本剰余金と利益剰余金）で一貫している。

<sup>13</sup> もう1つは資本準備金と利益準備金の区別の撤廃問題である。「要綱試案」（法制審議会[2003]）にいたっては明確に区別の廃止を謳っている。なお、平成13年商法改正の企業会計への影響については例えば岸田[2001]、わが国の法定準備金制度の変遷と近時の変容・変質については尾崎[2002]参照。

<sup>14</sup> 商法はこの企業会計基準の資本の部の新しい表示方式を全面的に受け入れたが（平成14年3月改正の商法施行規則）このことは企業会計基準委員会の会計基準が従来の「企業会計原則」と商法との調整に代わる役割をすでに果たしているという現実を如実に示している。なお、この新しい表示区分は先の注36でも触れたように、もともと企業会計原則の基本原則で明確に示

で会計上の性格（資本性の剰余金）が変わるわけではないので、表示上とはいえ会計学的に矛盾ともとれる（減少差額 配当可能額なら分かる）<sup>15</sup>。

さらに、企業会計基準第1号では両者の振替の禁止はいうまでもなく、処分の段階でも区分しているのは（「当期末処分利益の処分」と「その他の資本剰余金の処分」）その源泉の相違からして会計上当然のことであろうが、本来維持拘束すべき資本が利益の性質たる処分性をもった点で（資本性と利益性を合わせ持つ）、会計上も大きな変容といえる<sup>16</sup>。「当期末処分利益の処分」とは区分されても、その大枠は利益処分計算書のなかでの区分であることをみても、この処分性の観点からは会計上の性格も変容しているといわざるを得ない。

重要なことは、資本/利益の前提となる拘束性/処分性をどのような見地から捉えるかである。例えば従来の債権者保護の見地に立つ資本制はその拘束性/処分性の“1つの”あり方であり、会社法の大改革（公開株式会社法）では証券市場を中核においた投資家の見地に立つ、また“別の”あり方が構想されるわけである。この点で、会社法がいわば一歩先に飛ぼうとしているわけで、会計上の資本も（制度上は法律を度外視できないにしても）いかなる見地からどのような内容の拘束性と処分性を資本と利益に求めるかがあらためて問われよう<sup>17</sup>。

いずれにしても、設立からおよそ半世紀を経た企業会計原則は、（会計ビッグバンにともなう）新会計基準の導入や（経済産業政策にともなう）商法大改正によって、その基盤が大きく揺れ動いていることは確かである（図表4参照）。そこに、今日の証券市場を中核に据えた財務会計の新たな概念枠組み（いわゆる日本版概念フレームワーク）構築の重要な意味がある。そして、それは企業会計原則の抜本の見直しのいわば表と裏であるともいえる<sup>18</sup>。

---

されていた区分であり、その点であらたな資本の部の表示は、今回もまた商法改正を受けたものであるが、あらためて原点（資本と利益の区分原則）にそった形のものになったといえる。

<sup>15</sup> この点は自己株式処分差益についても同様である。なお、その経済的実態は新株発行と共通するので、（その他の資本剰余金ではなく）資本準備金と同様の取扱いとすることが考えられる。この観点から、「要綱試案」（法制審議会[2003]）では自己株式処分差益を直接配当（債権者保護手続きを経ない）できる現行制度の見直しが検討されている。

<sup>16</sup> さらにはその他の資本剰余金処分による配当を受けた側でも、利益処分との区分処理（受取配当金ではなく投資額の払い戻し 有価証券簿価の減額）を求めている。ただ、売買目的有価証券では受取配当金（収益）とされ、その点で（支払側は受取側の保有目的は関知しないにもかかわらず）利益処分的性格になっている。

<sup>17</sup> その際、今日の企業をどう捉えるか（企業観）が拘束性/処分性の変容問題と密接にかかわり、さらにはその企業観を史的文脈において捉える視点が重要になる。また、会計上の利益（処分性）に対する資本（拘束性）に関しては、例えば公正価値会計の資本維持（市場収益率資本維持）とも類似する経済的資本維持（井尻）や拘束性の認識範囲（森田）といった見方も1つの視点になる。石川[2000]第12章298頁、322-23頁の注5および注18参照。

<sup>18</sup> 企業会計原則をどうするかについては、その制度的役割の「終焉論」と「存続論」の議論がある。富岡[2003]第2部第7章第6、7節参照。特に企業会計原則に代わるものを“新築すべき”か、それとも“改築すべきか”の議論は第3節での全体構成の3つの捉え方（端的には図表1）の議論ともかかわる。いずれにせよ、黒澤が生きていたらあっさり企業会計原則の終焉

図表4 商法と企業会計の変容 - 相互の影響 -

|      | 改正商法                    | 企業会計                             |
|------|-------------------------|----------------------------------|
| 開示規制 | 評価規定の省令化                | 新会計基準の導入<br>(実態・リスク開示、資産・負債観の台頭) |
| 配当規制 | 配当財源の省令化<br>(配当可能利益の変容) | 資本と利益の区分                         |

\* 追記：この論考は新会社法がでてくる前のものである。具体的な形がでてきた新会社法と異なる点があるかもしれない。特に、本稿での公開大会社の位置づけは、「新会社法」では異なる位置づけになっている。時事会計 No.26「中小企業会計と会計参与」でもみたように、新会社法の制度設計が、「シンク・スモール・ファースト」のスローガンに象徴されるように、むしろ非公開中小会社を基礎にしていることに起因する。

---

を受け入れるかどうか。